

保健安全管理について

茨城県教育庁学校教育部保健体育課

目 次

- 健康診断・健康相談等
- 感染症・食中毒について
- 学校環境衛生管理基準
- 熱中症対策
- アレルギー疾患による緊急時の対応
- 学校環境の安全管理
- 不審者侵入防止に関する安全管理
- 事件・事故に関する安全管理
- 事故等発生時の対応
- 自然災害や原子力災害に関する安全管理
- 登降園時の安全管理

健康診断・健康相談等

○定期健康診断（学校保健安全法第13条）

- ・ 毎学年定期に健康診断を行う

※毎学年、6月30日までに行うものとする
（学校保健安全法施行規則第5条）

→ 適切な事後措置の実施

○臨時健康診断（学校保健安全法第13条2項）

- ・ 必要があるときに行う

→ 適切な事後措置の実施

○健康相談等（学校保健安全法第8条・9条）

- ・ 幼児の心身の健康に関する健康相談
- ・ 職員が相互に連携して幼児の心身の状態を把握

→ 幼児への保健指導、保護者への助言

【定期健康診断について】

○実施期間について

新型コロナウイルス感染症の影響により実施体制が整わない等、やむを得ない事由によって6月30日までに実施できない場合は、当該年度末日までの間に可能な限りすみやかに実施

○学校歯科健康診断における歯列・咬合の検査について

1. 検査結果の通知

歯列・咬合の異常について通知する際には、検査結果の意味や関連する情報を含めるなど工夫する

2. 必要な児童生徒・保護者への健康相談の実施

児童生徒が専門医を受診する場合は、受診の前に学校歯科医が児童生徒・保護者に対して個別の健康相談等を実施し、想定される一般的な治療や費用等必要な情報の提供について配慮するよう努める

感染症・食中毒について

- 健康観察による感染症・食中毒の早期発見
 - ・健康観察・早期対応
- 欠席幼児の調査
 - ・原因及び地域の流行状況などを早期に把握
- 感染症や食中毒の病原体や感染経路、潜伏期間等に関する情報収集
- 保健所への速やかな報告
 - ・情報提供とともに、指示を仰ぐ
- 出席停止や臨時休業措置など、感染拡大防止策の実施
- 必要に応じて臨時に健康診断を実施

学校環境衛生管理基準

学校環境衛生基準の一部改正

【R3.4.1施行】

○キシレンの基準「200 μ g/m³であること」

【R4.4.1施行】

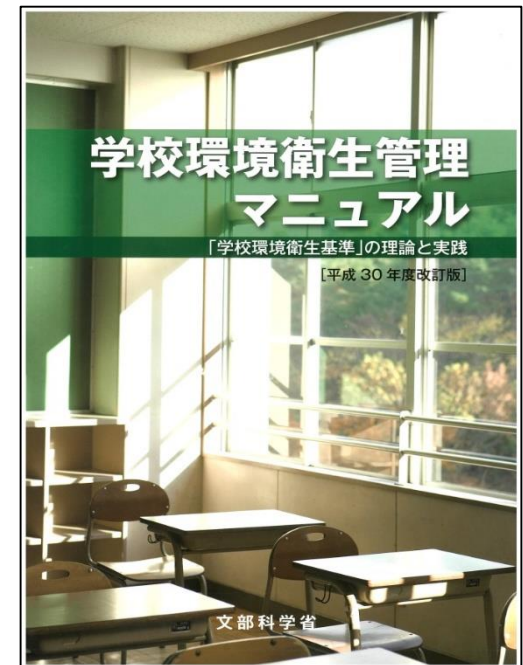
○温度の基準

「18 $^{\circ}$ C以上、28 $^{\circ}$ C以下である
ことが望ましい」

○一酸化炭素の基準

「6 ppm以下であること」

※4月1日以降に実施する定期検査
では、新たな基準を満たしている
か確認すること



「学校環境衛生管理マニュアル」
(平成30年4月改訂 文部科学省)

熱中症対策

○熱中症の原因や発生条件等の理解

- ・ 子供は背が低く、地面からの照り返しを受けやすい
- ・ 子供は汗腺が未発達で熱がこもりやすい

○熱中症の予防（水分補給、活動制限等）と対処法の理解と実践

- ・ こまめに水分、塩分を補給
- ・ 首筋や両わき、足の付け根などを冷やす
- ・ 熱がこもらない素材の服
- ・ 冷房のきいた室内に移動し、こまめに休憩

**いつもと様子が違ったら
すぐに医療機関へ！**



アレルギー疾患による緊急時の対応

緊急時の対応

発見者＝観察者

- ・ 子供から離れず観察
- ・ 助けを呼ぶ
- ・ 緊急性の判断
- ・ エピペン®、AEDを指示

アレルギー症状がある（食物の関与が疑われる）

原因食物を食べた（可能性を含む）

原因食物に触れた（可能性を含む）

呼びかけに反応がなく、呼吸がなければ、心肺蘇(そ)生を行う

<緊急性が高いアレルギー症状>

全身の症状

- ぐったり
- 意識もうろう
- 尿や便を漏らす
- 脈が触れにくい
- 唇や爪が青白い

呼吸器の症状

- のどや胸が締め付けられる
- 声がかすれる
- 犬が吠えるようなせき
- 息がしにくい
- 持続する強いせき込み
- ぜーぜーする呼吸（ぜん息発作と区別できない場合を含む）

消化器の症状

- 我慢できない腹痛
- 繰り返し吐き続ける

一つでもあれば



緊急性が高いアレルギー症状があるか、5分以内に判断

東京都：「食物アレルギー緊急時対応マニュアル」一部改変し、引用

文部科学省・（公財）日本学校保健会

「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン」
（令和元年度改訂 日本学校保健会）

- ・ 幼児から目を離さず、人を集める
- ・ エピペン®、AED等を持ってくるように指示する
- ・ 緊急性の判断（5分以内）

緊急性が高い
13の症状

- ・ 13項目のうち、1つでも症状があればエピペン®使用
- ・ 救急車要請

学校環境の安全管理

安全点検（学校保健安全法第27条） 「生きる力」をはぐくむ学校での安全教育（平成31年3月 文部科学省）

安全点検の種類	時期・方法等	対象	法的根拠等	留意事項
定期 の安全点検	毎学期1回以上 計画的に、また教職員全員が 組織的に実施	児童生徒等が使用する 施設・設備及び防火、 防災、防犯に関する設 備について	毎学期1回以上、幼児、 児童、生徒又は学生が通 常使用する施設及び設備 の異常の有無について系 統的に行わなければならない（規則第28条第1 項）	<ul style="list-style-type: none"> ・毎月点検日 を定める ・複数の目で 点検、ロー テーション を行う
	毎学期1回 計画的に、また教職員全員が 組織的に実施	児童生徒等が多く使用 すると思われる校、 運動場、教室、特別教 室、廊下、昇降口、ベ ランダ、階段、便所、 手洗い場、給食室、屋 上など	明確な規定はないが、各 学校の実情に応じて、上 記（規則第28条第1項） に準じて行われる例が多 い	
臨時 の安全点検	必要があるとき <ul style="list-style-type: none"> ・運動会や体育祭、学芸会や 文化祭、展覧会などの学校行 事の前々 ・暴風雨、地震、近隣での火 災などの災害時 ・近隣で危害のおそれのある 犯罪（侵入や放火など）の発 生時など 	必要に応じて点検項目 を設定	必要があるときは、臨時 に、安全点検を行う（規 則28条第2項）	<ul style="list-style-type: none"> ・必要に応じ て専門の関 係者も加え て実施
日常 の安全点検	毎授業日ごと	児童生徒等が最も多く 活動を行うと思われる 箇所について	設備等について日常的な 点検を行い、環境の安全 の確保を図らなければな らない（規則29条）	<ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒の 学習活動や 学校生活に 伴い、常に 行われる必 要がある

不審者侵入防止に関する安全管理

- ★園内に不審者を侵入させない環境づくり
- ★全職員が、どこかの園の出来事ではなく、自分の園でも突然発生し得るという意識を常に持ち続けること
- ★訓練等により、職員の判断力・行動力を向上させること



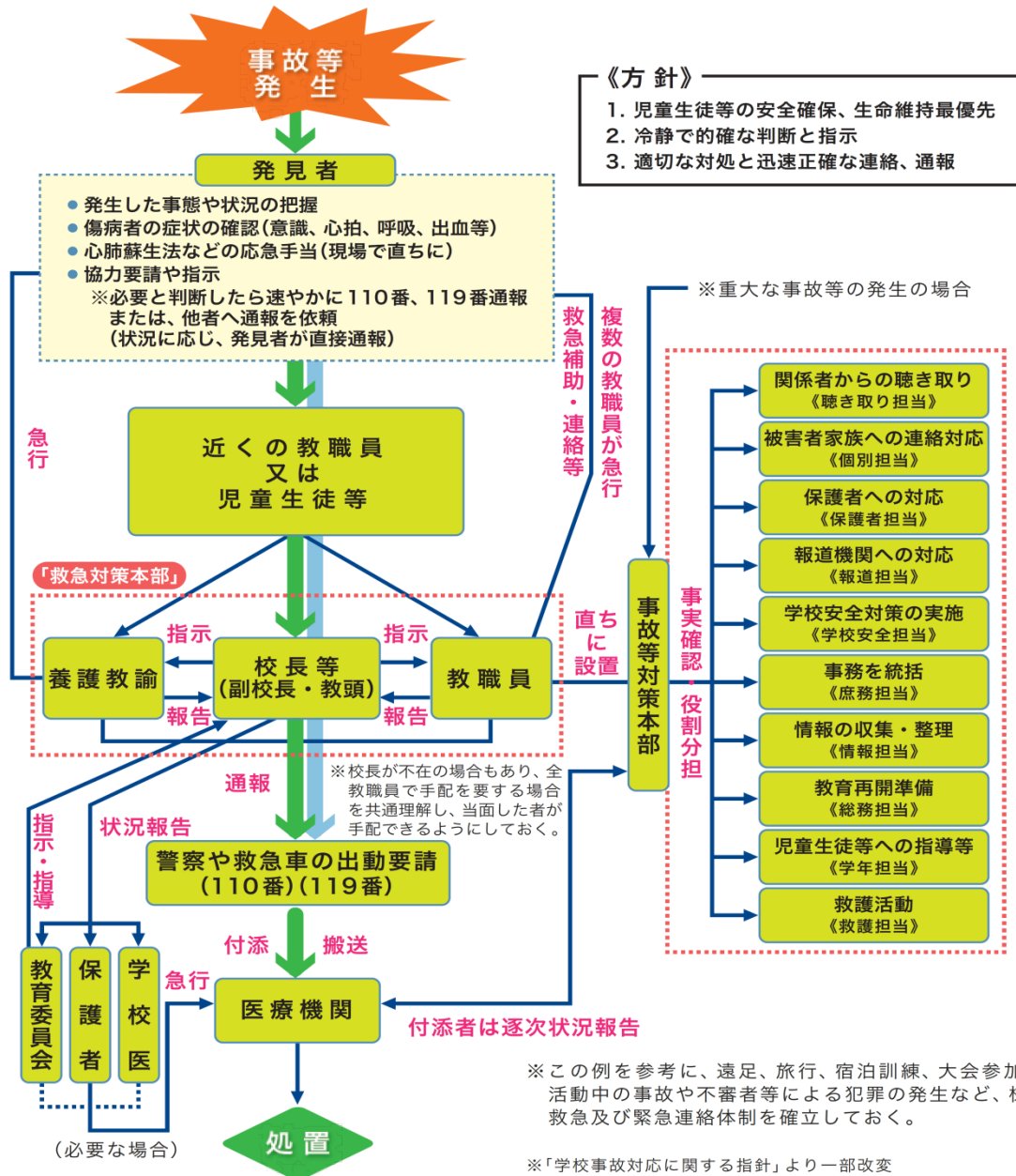
- 危険等発生時対処要領（危機管理マニュアル）の作成・見直しによる校内体制の整備
- 来訪者の案内・表示・誘導、敷地や校舎への入口等の管理、来訪者への声かけや名札等による識別などの必要な対策の実施
- 門扉、街灯、園舎の窓等の破損状況や鍵の点検、警報装置や防犯監視システムの作動状況の点検、警察や警備会社等との連絡・通報体制の整備
- 実効性のある不審者対応訓練の実施とその検証・見直し

事件・事故に関する安全管理

重大事故が発生しやすい場面	想定されるリスク	対応方法
睡眠中	窒息	<ul style="list-style-type: none">・うつぶせにしない・一人にしない
食事中	誤嚥	<ul style="list-style-type: none">・食事の介助及び観察・過去に事故が発生した食材の理解（白玉団子、ミニトマト等）
	食物アレルギー	<ul style="list-style-type: none">・保護者からの情報収集・学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）の提出・職員間の共通理解・人的エラーを減らす方法等のマニュアル化
室内遊び	玩具・小物等の誤嚥	<ul style="list-style-type: none">・口に入れると窒息の可能性のある大きさ、形状の玩具等を室内に置かないことや、手に触れない場所に置くこと等を徹底
プール・水遊び	溺死	<ul style="list-style-type: none">・監視を行う者と指導を行う者を分けて配置し、役割分担の明確化

- 体制の整備と危機管理マニュアルの作成・見直し
- 緊急連絡体制の整備（救急車の手配、保護者への連絡、関係機関への連絡等）
- 職員に対する応急手当や心肺蘇生法（AED使用方法含む）の講習の実施
- AEDの日常点検・動作確認（インジゲータランプの色や表示）
- ヒヤリハット事例**の共有（いかに早く気付くか） → 再発防止策の検討

事故等発生時の対応



事故等の発生時には、応急手当や通報とともに、同時に多くの対応を行うことが求められることから、**全職員が共通理解し、組織的な対応が行えるようにしておくことが重要である。**

自然災害や原子力災害に関する安全管理

○災害別危機管理マニュアルの作成及び定期的な見直し

※「学校の『危機管理マニュアル』等の評価・見直しガイドライン」（R3.6 文科省）を参照

（地震、津波、風水害、土砂災害、火災、原子力災害等）

→ 立地条件等の実態に応じて

○各種避難訓練の実施

（園が立地する自治体の地域防災計画等を考慮する）

【例】

- ・ 大規模地震を想定したシェイクアウト訓練
- ・ 津波襲来を想定した避難訓練（津波ハザードに所在する園は必須）
- ・ 地震と火災を組み合わせた避難訓練
- ・ 原子力災害を想定した屋内退避訓練（U P Z 圏内の園は必須）

登降園時の安全管理

- 誘拐や傷害などの犯罪被害防止の視点での適切な安全管理
- 園内駐車場等における交通事故防止
 - 保護者への依頼事項として…
 - 自転車乗車時のヘルメット着用
(保護者及び同乗の園児)

参考資料

教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン
(平成28年3月 内閣府)

https://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/meeting/kyouiku_hoiku/pdf/guideline1.pdf